

王寺町自治会防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町において地域における防犯力を高め、安全・安心のまちづくりを推進することを目的に、王寺町内（以下「町内」という。）の自治会による防犯カメラの新規設置に係る必要な経費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体は町内の自治会とする。なお、複数の自治会による設置に関しての申請はこれを妨げない。ただし、補助を受ける自治会をあらかじめ定めること。

第3条 補助の対象となる事業は別表 1（補助の対象となる事業の条件）に定める条件をすべて満たすものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ（防犯カメラとしての機能を有する照明等の機材を含む。）とその付属品及び設置工事費等の防犯カメラ設置に係る費用とし、以下のものは除く。

- (1) 防犯カメラの運用、維持及び管理に係る費用
- (2) 防犯カメラ設置場所の地代、占用料及び使用料

第5条 補助金の交付額は前条に定めた補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、端数は切り捨てるものとする。なお、防犯カメラ 1 台の設置につき 15 万円を補助の限度とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会の自治会長は、自治会防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の分かる書類（見積書等）
- (2) 管理運用規定（初回申請時若しくは規定を変更した場合のみ）
- (3) 防犯カメラ設置予定箇所のわかるもの（地図等）
- (4) 設置予定箇所の現況のわかるもの（写真等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

第7条 町長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定して、当該自治会に対し自治会防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)又は自治会防犯カメラ設置不交付決定通知書(様式第3号)により申請者である自治会の会長に通知するものとする。

第8条 前条の規定により自治会防犯カメラ設置補助金交付決定通知書を受けた者は、補助対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 自治体防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第4号)
- (2) 補助対象経費の領収書
- (3) 防犯カメラ設置箇所一覧表
- (4) 写真等設置状況のわかるもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

第9条 町長は、前条の請求書類を受理したときは、請求内容について審査し、適正と認めたときは、当該請求を行った申請者に補助金を交付するものとする。

第10条 町長は、偽り又はその他不正な手段による補助金の交付を受けた自治会に対して、交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1 補助の対象となる事業の条件

1, 申請について

- 撮影範囲に含まれるすべての自治会の同意によって申請されていること
- 設置する土地を所有する者に承諾を得ている若しくは協議が完了していること
- 住居のすべて又は一部が撮影範囲に含まれるものについては当該範囲内の住民の承諾を得ていること

2, 設置について

- 申請をする自治会内に設置されること
- 設置箇所又は撮影範囲内に防犯カメラが設置されている旨が表示されること

3, 撮影範囲について

- 不特定多数の人が利用すると考えられる道路、公園、駐輪所、駐車場等が撮影範囲の3分の2以上となること
- 車両の駐車、草木等の障害物によって撮影範囲が遮られないよう設置されること
- 特定の個人等が監視されることがないように配慮されること
- 他の防犯カメラ(他の団体等によって設置されたものも含む。)と撮影範囲が重複していないこと

4, 管理運用について

- 自治会による適切な管理運用が継続的に可能であること
- 管理運用に当たる規定を定めていること。なお、規定すべき事項については別表2（管理運用規定に定めるべき事項）において定める

別表2 管理運用規定に定めるべき事項

- 1, 管理者の任命について
- 2, 記録用機器等を含む機器の管理・保管場所について
- 3, 記録の利用について
- 4, 設置又は変更、撤去の決定について
- 5, 公的機関への協力について

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。